

第13回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会開催議事概要

1 開催日時

平成20年1月31日(木)午後1時30分から午後4時5分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室，釧路少年鑑別所

3 出席者等

(1) 出席委員

安藤正治(日本放送協会釧路放送局)

稲澤 優(釧路弁護士会)

小野信一(釧路社会福祉士会)

佐藤正信(釧路家庭裁判所)

柴田寛之(釧路家庭裁判所)

津田鉄子(釧路市女性団体協議会)

富樫利弘(釧路市民生委員児童委員協議会)

中園桐代(釧路公立大学)

西村 毅(釧路市連合町内会)

廣瀬勝人(釧路地方検察庁)

(2) 裁判所

工藤克則(事務局長)，竹野 均(首席家裁調査官)，高橋潤一(首席書記官)

(4) 庶務

安藤正樹(総務課長)，石丸勝也(総務課庶務係長)

4 議事概要

(1) 稲澤委員長あいさつ

(2) 委員長代理の指名

転出で不在となっていた委員長代理として佐藤正信委員(釧路家庭裁判所判事)を指名した。

(3) 首席家庭裁判所調査官竹野均から少年事件手続について説明があり，その後，質疑応答がされた。

(委員) 釧路以外で観護措置が執られると，少年はどこに鑑別所に収容されるのか。

(裁判所) 少年鑑別所は，基本的に家庭裁判所本庁所在地にしかないもので，帯広や北見支部で観護措置を執った場合は，釧路の少年鑑別所に収容されることになる。東京八王子など例外的に支部所

在地にあるところもある。

少年の押送は、仮収容とって、帯広少年院や網走刑務所に仮に収容して、それら施設職員により釧路の少年鑑別所まで押送してもらう場合もあるが、最近は人員不足で協力を得られないことが多く、裁判所職員が片道3時間程をかけて直接釧路まで少年を連れて来るケースが増えている。

(委員) 身柄付きで送致を受け、観護措置を執られない少年以外は、全て在宅事件なのか。

(裁判所) 引き上げとって、在宅事件の少年でも、観護措置を執って少年鑑別所に収容するケースがある。しかし件数としては多くない。

(委員) 勾留中で送致されてくる少年は、ほとんど観護措置を執られるのか。

(裁判所) 勾留されている少年は、勾留されているだけにそれ相当の重大事件によるものが多いため、そのまま観護措置に付されることが多い。

(委員) 観護措置の期間は、どのくらいか。

(裁判所) 原則2週間で更に2週間の延長が認められている。

殺人事件等の重大事件で否認等の一定の要件があれば、更に延長できる。

(委員) 鑑別所に収容される前の段階では、こういった理由で拘束されているのか。

(裁判所) 様々な態様があるが、逮捕、勾留以外に観護状といったもので拘束されていることがある。逮捕、勾留がされるのは拘置所だが、観護状は、少年鑑別所に収容される。

(4) 釧路少年鑑別所に移動し、施設内を見学の上、説明を受けた。

5 次回日程等について

テーマを引き続き「少年事件手続」とし、6月ないし7月開催に向けて日程調整を追って行うことを確認した。